

# 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内

※子育て世帯の生活を支援するため、給付金を支給します。

※以下の要件を確認いただき、該当される場合は必要事項を記入の上、給付金担当窓口までご提出ください（申請書等の様式は後日、市HPに掲載予定です）。

※なお、給付金の対象となると思われる方に対して、令和4年1月中旬頃に案内を送付予定です。案内の送付に当たっては、申請書や返信用封筒を同封いたします。

## 給付金の対象となる方

### ○支給対象者

- ①令和3年9月分（令和3年9月出生の児童は10月分）の児童手当受給者
- ②令和3年9月30日時点で高校生（H15.4.2～H18.4.1）等の児童を養育している方
- ③令和3年10月1日から令和4年3月31日までに出生した児童を養育する方

#### 【所得制限】

主たる生計維持者（保護者のうち所得の高い方）の令和2年中の所得で判定します。児童手当の特例給付の支給を受ける方は対象外です。

単位：万円

扶養親族等の数	所得制限額	収入の目安
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960

### 支給額

児童1人当たり 10万円（※）

※四日市市では、10万円の現金を一括で給付します。

※令和3年9月分の児童手当受給者（公務員を除く）で市に登録のある児童分については12/27に「申請不要」で給付金を支給済です。

## ◎給付金の支給手続きについて

- 申請先：市役所2F「子育て世帯生活支援特別給付金担当窓口」
- 申請期間：令和4年1月17日（月）～令和4年3月31日（木）
- 提出物

#### 【共通】

- ①申請書
- ②申請者本人確認書類の写し  
（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、年金手帳、介護保険証、パスポート等）
- ③振込先金融機関確認書類の写し（申請者のものに限る）  
（通帳やキャッシュカード等、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できるもの）

### 【該当する方のみ】

<申請者・配偶者が令和3年1月1日時点で四日市市に住民票がなかった場合>

- ④当該申請者・配偶者の令和3年度課税証明書

<対象児童と別居しており、かつ、当該対象児童の住民票が四日市市以外の市町村にある場合>

- ⑤対象児童の世帯全員の住民票の写し

※配偶者からの暴力を避けるために住民票と異なる場所に居住している場合や、離婚協議中の方等については他の書類の提出をお願いすることがあります。

### ●給付金の支給時期

審査後に振込み（1月下旬以降～振込開始予定）

## こんなときはどうするの？（Q&A）

Q1 高校生を母が養育しており、父母は離婚協議中で別居している。この場合、父母どちらに支給されるのか？

A1 父母が令和3年9月30日時点で離婚協議中であり、住民票上も別世帯となっている場合は、児童と同居している親が優先して受給することができます。この場合、離婚協議中であることを確認するための書類等（協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本、調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書など）を申請書に添付してください。

Q2 高校生の子供が四日市市内の高校へ通学するため、四日市市で一人暮らしをしている。両親は他市に住んでおり、子供の生活費は両親が負担している。この高校生の給付金はどこの市から支給されるのか？

A2 高校生の子供の住所地ではなく、保護者（主たる生計維持者）が令和3年9月30日時点で居住している住所地からの支給となります。なお、支給方法や申請の有無については、自治体により異なりますので、保護者の令和3年9月30日時点の住所地の市町村までお問い合わせください。

Q3 高校生が四日市市外で一人暮らしをしているが、申請はどうすればよいのか？

A3 保護者（主たる生計維持者）が令和3年9月30日時点で四日市市に居住していたのであれば、申請は四日市市に行ってください。なお、この場合は申請書に対象児童の世帯全員の住民票の写しを添付してください。

Q4 対象児童を養育する公務員だが、令和3年9月分の児童手当を所属庁より受給している。その証明は必要か？

A4 四日市市では、申請書の所定の欄に令和3年9月分の児童手当を受給している旨を申告いただくことで、所属庁からの証明に代えることといたします。よって、証明書の添付は不要です。

## <お問い合わせ先>

四日市市役所 2F 子育て世帯生活支援特別給付金担当

TEL：059-325-6955（土・日曜日、祝日を除く 8:45～17:00）